

## 2010 NACS 企業向けセミナーが成功裏に終了

### 「より良い事業活動を展開するために！」 ～改正割賦販売法・特定商取引法が施行され6ヵ月～

2010年7月8日TKP東京駅日本橋ビジネスセンターで「より良い事業活動を展開する為に」～改正割賦販売法・特定商取引法が施行され6ヵ月～を開催しました。消費者長官から消費者行政の課題や、企業やNACSに期待するというご挨拶に始まり、東京大学法学部教授 川上正二氏、経済産業省取引信用課長 坂口利彦氏、(社)日本クレジット協会常務理事 醍醐辰也氏、消費者庁取引・物価対策課長 丸山進氏、NACS常任理事 消費者相談室長 唯根妙子氏が、それぞれの立場から改正割賦販売法、特定商取引法について講義されました。また、内閣総理大臣認定適格消費者団体消費者機構日本 前理事・消費者被害情報対応委員長 玉本雅子氏から消費者団体訴訟制度の最近の動向について情報提供がありました。会場満席の受講者は、4時間30分の長い講義でしたが、熱心に聞き入り満足してお帰りいただきました。

以下は講義内容です。

#### (1) 改正法による効果と現状

経済産業省 取引信用課課長 坂口 利彦氏

- 割賦販売法施行6ヵ月を経過して
- 個別クレジットの登録状況

認定割賦販売協会 (社)日本クレジット協会常務理事 醍醐 辰也氏

- 認定協会としての活動状況
- 支払い可能見込み額調査等自主基準

#### (2) 消費者庁と相談現場からの報告

消費者庁 消費者庁取引・物価対策課長 丸山 進氏

- 改正特定商取引法と執行状況

NACS消費者相談室 常任理事 室長 唯根 妙子氏

- 「実践 消費者相談」を踏まえ、今、相談現場のホットな情報

#### (3) 事業活動に活かす改正割賦販売法と特定商取引法の解説

「実践 消費者相談」<商事法務>を執筆して

東京大学大学院法学政治学研究科教授 河上 正二氏

#### (4) 情報提供 消費者団体訴訟制度の最近の動向

内閣総理大臣認定適格消費者団体 消費者機構日本

前理事・消費者被害情報対応委員長 玉本 雅子氏



消費者庁長官 内田俊一氏



東京大学大学院教授  
河上 正二 氏